

佐賀県民生委員定数条例をここに公布する。
平成26年10月6日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第76号

佐賀県民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、市町ごとに70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員1人を置くこととし、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。